

「市役所の窓口対応などに関する市民アンケート」の結果をお知らせします

10月1日～7日に、市役所、市民センター等17施設でアンケートを実施し、869件のご回答をいただきました。

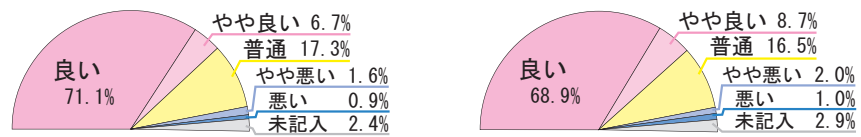
この結果とお寄せいただいた貴重なご意見を活用し、更なる市民サービスの向上に取り組んでいきます。

詳しい集計結果は、市ホームページ等で公表していますのでご覧ください。なお、割合については、すべて小数点以下第2位を四捨五入して整理しているため、割合の和が100%になっていない場合がありますのでご了承ください。

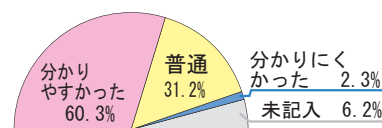
問い合わせ 行政管理課



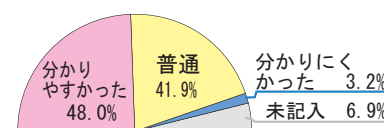
職員のあいさつ・言葉づかい 職員の接客態度・対応



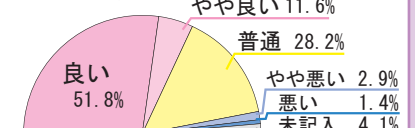
職員の説明



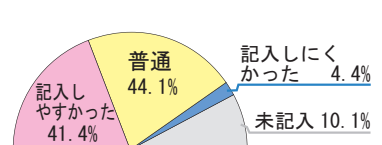
市役所の案内表示



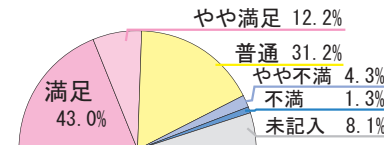
窓口環境



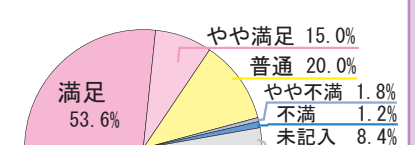
申請書類等



窓口の待ち時間の印象



窓口対応の満足度



期間限定

マイナンバーカード申請用写真を無料で撮影します！

無料の写真撮影と合わせてその場で申請までお手伝いをします。市に住民登録があり、マイナンバーカードの作成を希望する方にマイナンバーカード申請用の証明写真(縦4・5cm×横3・5cm)を無料で撮影し、その場で写真をお渡しします。また、申請書の記入補助など申請のお手伝いもしますので、マイナンバーカードをお持ちでない方は、この機会にぜひ、マイナンバーカードをお作りください。希望者多数の場合はお待ちいただく場合があります。



◇マイナンバーカードとは
マイナンバーカード(個人番号カード)とは、表面に顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されたプラスチック製のICチップ付きのカードです。本人確認のための身分証明書やマイナンバーの証明書類としてだけでなく、ICチップ内の電子証明書を用いたe-Tax(国税電子申告・納税システム)等の各種電子申請も使用することができます。

※個人番号カードはマイナンバーカードの法律上の正式名称です。



必要なもの
▽マイナンバーカード交付申請書・返信用封筒
(マイナンバー通知カードに同封のもの、お持ちの方のみ)
▽本人確認書類(運転免許証等)
※返信用封筒をお持ちでない方は市で返信用封筒を用意しますが、郵送料は自費となりますので、82円切手をお持ち

傍聴にお出かけください

	青梅市スポーツ振興審議会	第5回青梅市行財政改革推進委員会	第4回青梅市介護保険運営委員会	第2回青梅市交通安全対策審議会	第2回青梅市国民健康保険運営協議会
日時	1月18日(水) 午後3時から	1月23日(月) 午前9時から	2月2日(木) 午後1時30分から	2月2日(木) 午後2時から	2月3日(金) 午後1時30分から
会場	市役所2階201会議室	市役所議会議棟3階第3委員会室	市役所2階201・202会議室	市役所2階災害対策本部室	市役所2階201会議室
内容	青梅市スポーツ振興基金条例に基づく援助等について ほか	青梅市行財政改革推進プラン【平成30年度～平成34年度】(仮称)に向けた提言について	介護保険事業の実施状況について ほか ※会議資料を希望する方は1月25日の午後5時までに電話で高齢介護課へ(土・日曜日を除く、当日会場でお渡し)	春の交通安全運動実施要領(案)について ほか	平成29年度青梅市国民健康保険特別会計当初予算編成状況等について ほか
定員	8人(先着)	10人(先着)	20人(抽選)	5人(先着)	6人(抽選)
傍聴受付	当日の午後2時30分～3時に会場入り口で	当日の午前9時までに会場入り口で	当日の午後1時00分～20分に会場入り口で	当日の午後1時30分～45分に会場入り口で	当日の午後1時00分～15分に会場入り口で
問い合わせ	スポーツ推進課スポーツ推進係	行政管理課行政管理係	高齢介護課介護保険管理係	市民安全課市民安全係	保険年金課給付係

	青梅市都市計画審議会	第13回青梅市梅の里再生計画推進委員会
日時	2月6日(月) 午前9時30分から	2月9日(木) 午後3時から
会場	市役所議会議棟3階大会議室	市役所2階204会議室
内容	青梅都市計画汚物処理場の決定について ほか	「青梅市梅の里再生計画」に基づくウメ輪紋ウイルス被害からの再生・復興に向けた検討
定員	10人(抽選)	8人(抽選)
傍聴受付	当日の午前8時45分～9時に会場入り口で	当日の午後2時30分～45分に会場入り口で
問い合わせ	都市計画課計画係	梅の里再生担当

家屋調査に伺います

家屋評価調査について
市では、新築または増築された家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物置等)の調査を行っています。この調査は、平成29年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の外部・内部・設備等を調査するもので、28年中に新築・増築されたすべての家屋が対象となります。

小規模な増築などで建築確認を申請していない場合は、ご連絡ください。建築確認を申請している場合は、市で把握していますのでご連絡の必要はありません。市から調査依頼をいたします。

家屋を取り壊した方
家屋の全部または一部を取り壊した方は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号(不明な場合は、所在地・種類・構造・床面積)をご連絡ください。ご協力をお願いします。

お問い合わせ 資産税課家屋係

